

国自旅第221号
平成21年12月18日

各都道府県担当部長 殿（単名各通）

国土交通省自動車交通局旅客課長

地域住民の生活交通の確保に関する地域協議会の枠組みに関する
国土交通省としての考え方について

今般、「地域住民の生活交通の確保に関する地域協議会の枠組みに関する運輸省としての考え方について」（平成12年6月29日付け自企第86号）を、別添のとおり「地域住民の生活交通の確保に関する地域協議会の枠組みに関する国土交通省としての考え方について」として改正しましたので、通知いたします。

今般の改正の趣旨は、地域における生活交通の確保にあたっては地方公共団体の果たすべき役割が大きいことや事業者の持つ情報が必要不可欠であることに鑑み、事業者が関係地方公共団体等に対して積極的に情報提供することとする一方、休廃止までの期間が長引くこととなった場合の事業者の負担の軽減も考慮したものであります。

なお、地域協議会において、生活交通確保のため、十分な検討が行われることが必要であるとの基本的な考え方には変更ありません。

(別添)

地域住民の生活交通の確保に関する地域協議会の枠組みに関する 国土交通省としての考え方について

標記協議会については、その議を経ることが生活交通としての自動車交通に係る補助制度の要件として定めているところであるが、その枠組みに関する国土交通省としての考え方は以下のとおりである。

標記協議会については、地域の関係者の自主的な判断に基づき設置されるものであることから、この考え方は、あくまでその設置に当たっての参考までに国土交通省としてのモデル的な考え方を示すものであり、実際に設置及び運営に当たっては、地域の関係者の話し合いによって具体的な設置要綱等が作成されるものである。

1 協議事項

- (1) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりその他の生活交通のあり方一般に関する審議
- (2) 具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画（一定の期間ごとの見直しを前提）の策定についての調整及び決定
 - ・ 輸送サービスの範囲及び形態（路線バス、乗合タクシー、これらが困難な場合の市町村バス・スクールバス・福祉バスの活用等）
 - ・ 輸送サービスの水準（運行ルート・運行回数・運行時刻）
 - ・ 輸送サービスの提供主体（運行の委託を行う場合は受託主体を含む。）
 - ・ 輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、その額及び分担方法

2 構成員

協議会は、原則として、以下の者又はその指名する職員（都道府県担当部長、市町村助役、運輸支局長等）により構成し、必要があると認めるときは、その他の者を構成員に加えることができる。

- ・ 関係都道府県知事
- ・ 関係市町村長
- ・ 関係地方運輸局長
- ・ 関係事業者

3 協議会の設置単位

以下に例示する方式等により、各地域の実情に応じて開催することとする。また、協議会の円滑な運営のために、必要に応じて、幹事会を置くことができる。

- (1) 都道府県に1つ協議会を設置
- (2) 都道府県に1つ協議会を設置、分科会を地域ごとに設置・開催
- (3) 地域ごとに協議会を設置

※ 複数の都道府県にまたがる県境路線については、必要に応じ複数県にまたがるも

のを設置する、協議会の合同会議を開催する等の方式もあり得る。

※ 分科会の決定を協議会の決定とすることができる。

4 協議会の運営等

協議会は以下により運営を行う。

- (1) 庶務は、関係都道府県において処理する。
- (2) 原則として、議長は、都道府県知事又はその指名する職員、副議長は、地方運輸局長又はその指名する職員とする。
- (3) 退出しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、休廃止の予定日の6月前までの届出に先立って、地域協議会において退出の意向を申し出ることとし、地域協議会で生活交通の確保のために十分な検討が可能となるよう配慮するものとする。
なお、生活交通の確保方策の検討を円滑に進めるため、地域の実情により、当該事業者は地域協議会への申し出以前に関係地方公共団体等に対して積極的な情報提供を行うこととする。
- (4) 議長は、関係事業者から、休廃止の予定日の6月前までの届出を行った旨の申し出、事業者単独での事業の継続が困難である旨の申し出、又は関係事業者等から協議会の決定に基づき実施している輸送サービスの内容を変更する旨の申し出（以下単に「申し出」という。）があった場合には、すみやかに協議会の会議を招集しなければならない。
- (5) 協議会は、生活交通の確保に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ、定例の会議を開催する時期を定め、生活交通の具体的な確保策が実行に移されるように努めるものとする。
- (6) 生活交通の確保に関する調整を円滑かつ適切に進める上で必要があると判断される場合は、利用者団体の代表、沿線の経済団体その他の者の意見を聴くものとする。
- (7) 原則として、公開又は議事の概要を書面でとりまとめ公表することにより、協議会の運営の透明性を担保するものとする。
- (8) 関係事業者（代替運行希望事業者を含む。）は、協議会の定めるところにより、以下に例示するものその他必要と認められる情報を開示し、説明するものとする。
 - イ) 既存運行事業者の現況
 - ・輸送量（過去数年間の実績）
 - ・経営状況（過去数年間の損益の状況、原価の概要等）
 - ロ) 協議対象路線の現況
 - ・輸送量（過去数年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等）
 - ・運行状況（運行回数、運行時刻の概要等）
 - ・収支状況（過去数年間の営業収支実績等）
 - ・既存運行事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- (9) 輸送サービスの提供主体の決定については、関係事業者からの申し出について公示等により周知し、申し出を行った事業者以外の者から運行希望の表明等があった場合には、その意見を聴くこととするとともに、決定の理由を明らかにする等、その決定に当たっての競争のインセンティブと透明性が担保されるような方法で行うものとする。

5 協議会の結論の取扱い等

協議会における協議が調った事項については、関係者は結果を尊重し、当該事項を実施するものとする。

なお、協議会において路線又は事業の休廃止の届出から6月以内に協議が調わない場合には、届出どおりに事業者が路線又は事業の休廃止を行うことを妨げるものではない。